新潟市教育ビジョン推進本部設置要綱

（設置）

第１条　新潟市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という）に基づく施策・事業の評価を実施し、教育ビジョンの適切な進行管理を推進するため、教育委員会事務局に新潟市教育ビジョン推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　教育ビジョンの実施計画の策定に関すること。

⑵　教育ビジョンの施策・事業の評価に関すること。

⑶　その他教育ビジョンの推進に関すること。

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長、及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、教育次長（学校管理・生涯学習担当）をもって充て、副本部長は、他の教育次長をもって充てる。

３　本部員は、別表の職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、本部を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代行する。

（会議）

第５条　本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

２　本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

（庶務）

第６条　本部の庶務は、教育総務課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年５月１日から施行する。

（教育ビジョン策定委員会設置要綱等の廃止）

２　教育ビジョン策定委員会設置要綱及び教育ビジョン策定プロジェクトチーム設置要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

教育総務課長　学務課長　施設課長　保健給食課長　学校人事課長　教育職員課長　総合教育センター所長　学校支援課長　教育相談センター所長　特別支援教育課長　特別支援教育サポートセンター所長　生涯学習推進課長　生涯学習センター所長　中央公民館長　中央図書館長